

Q

監督署から毎年「安全衛生管理計画書」の提出を求められるが、法的根拠があるのか？

事業場規模 200 人の医薬品製造業の安全衛生担当者です。

労働基準監督署から毎年、安全衛生管理計画書を提出するように文書依頼があります。この文書に基づいて、安全衛生委員会で審議して計画書を提出していますが、計画書の提出について、関係法令に基づくものなのか調べましたがわかりませんでした。法令上はどうなっているのでしょうか。

A

具体的に法令で定められてはいませんが、安全衛生委員会で審議し作成して提出するようにしましょう。

都道府県労働局や労働基準監督署では、事業場の業種や規模に応じて、安全衛生管理自主点検や安全衛生管理計画書の提出を求めているところが多いようです。

労働安全衛生法（以下、「法」という）では、事業場の規模や業種に応じて、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の設置が定められています。同委員会での調査審議事項も定められており、衛生委員会では、労働者の健康障害防止ならびに健康保持増進の基本対策、災害発生原因および再発防止対策のほか、「労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項」を調査審議することとされています。この重要事項には、衛生に関する規程の作成に関すること、安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る）の作成、実施、評価および改善に関すること、衛生教育の実施計画に関すること、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関することなど11の事項が含まれています（労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という）第22条）。

さて、貴社の事業場の業種・規模の場合は、安全委員会と衛生委員会の設置が義務づけられており、これらに替えて安全衛生委員会を設置されているものと思いますが、この委員会において、安全衛生に関する計画、安全衛生教育の実施計画ならびに、労働者の健康

保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事項等を審議する必要があります。

労働局や労働基準監督署では、事業場に安全衛生（管理）計画書の作成・提出を求めることによって、事業場の安全衛生管理体制や事業内容を把握することと併せて、安全衛生委員会の活性化や自主的安全衛生管理活動の促進の効果もねらって提出を求めていると思われます。

貴社におかれましても、「監督署から提出の指示があったから作成する」というレベルから、安衛則第24条の2に基づく「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）」による自ら安全衛生計画を作成・実施・評価・改善していく安全衛生管理体制に整備されますことを産業保健推進センターとしても期待しております。

なお、ご質問の安全衛生管理計画書の提出の法的根拠ですが、法第78条に基づく都道府県労働局長からの安全衛生改善計画の作成指示や法第100条第1項および第3項における、都道府県労働局長、労働基準監督署長および労働基準監督官からの、必要な事項を報告させることには該当せず、法第90条（安衛則第95条）に基づき労働基準監督署長が法の施行に関する事務をつかさどる範囲で行われていると考えられます。